

議案第117号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第37条の2」を「(以下「新条例」という。)第37条の2（新条例第57条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。